

令和5年度第5回二宮町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年7月27日(木) 午前9時30分から

2 開催場所 二宮町役場 第1会議室

3 出席委員

1番	野谷	和雄	7番	水島	寿徳
2番	松崎	博	8番	内山	昌代
3番	西山	美佐江	9番	鈴木	透
4番	小林	茂	10番	井上	昌之
5番	香坂	政博	11番	中村	隆一
6番	野谷	茂	12番	橘川	均

4 欠席委員 なし

5 事務局職員出席者

事務局長	小宮	正嗣
副主幹	剣持	貴宏
主任主事	木本	盛之

6 傍聴者 なし

7 議事録署名人

3番	西山	美佐江	4番	小林	茂
----	----	-----	----	----	---

8 報告事項

(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

9 議案

議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について

会議の状況

【議長】

皆さんおはようございます。毎日本当に暑いですが、天気予報では、あと一週間以上、まだ高温が続くということで、皆さんお身体だけは十分に注意してください。私も2、3日前に草刈をしたのですが、だいぶバテました。草刈機のエンジンが回っていると、途中でやめようかなと思ってもつい無理をしてやってしまうので、それがいけないと思います。

それでは令和5年度第5回の総会を開催したいと思います。今日の出席委員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまより農業委員会総会を開催いたします。

日程第2の議事録署名委員の指名についてです。第5回総会の議事録署名委員につきましては、3番西山委員、4番小林委員にお願いします。

続きまして、日程第3の報告事項に入ります。事務局より報告事項の朗読及び説明をお願いします。

【事務局】

— 報告事項（1）朗読 —

それでは説明いたします。

こちらの敷地は、桜美園の北側に位置しておりまして、8筆のうち2筆は学校法人に賃借されております。

なお、こちらの届出の受理通知書については、令和5年6月15日付で相手方に発行しております。

報告事項については、以上でございます。

【議長】

報告事項であることから委員皆様のご了承をお願いいたします。

続きまして、日程第4の議事に入ります。議案第8号農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第8号朗読 —

【議長】

続きまして、地元委員の現地確認報告をお願いします。

野谷茂委員、お願いします。

【委員】

7月11日に山西・川勾地区農業委員2名および事務局で対象農地を確認しました。

対象農地の場所は、山西の沢田に位置する農振農用地区域の農地で、面積は308㎡です。

譲受人が耕作する農地はいずれも適切に耕作されており、所有権移転後も効率的な農地利用が見込めるため、許可は問題ないと思われます。委員の皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

【議長】

お疲れ様でした。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

それでは、補足説明いたします。議案第8号関係資料をご覧ください。

1ページが「許可申請書」になります。所有権移転の理由としては、譲渡人の耕作が困難になったことから、売買による所有権移転をすることとなりました。

続いて3ページの「農地の利用状況」ですが、譲受人は小田原の農地も含めて自己所有地13,164.61㎡の農地を耕作しております。

続いて4ページには、「今後の作付け予定」が記載されており、主に玉ねぎを栽培していくということです。

また、農機具については、トラクター、耕うん機、などを所有しております。

続いて5ページには、「農作業に従事する者」として、譲受人本人と妻が農作業に従事します。

続いて6ページには、「経営面積の状況」、7ページには「周辺地域との関係」が記載されています。

続いて8ページ、9ページに「案内図」、10ページに「公図の写し」、11ページに「営農計画書」を添付しています。

申請地周辺は、譲受人が耕作しており、規模を拡大するため、譲渡人との売買の話がまとまったことによる3条許可申請となっており、所有権移転後も引き続き当該地を含め効率的に耕作していくということです。

なお、農地法第3条第2項に規定されている要件についてですが、「全部効率利用要件」につきましては、譲受人が町内に所有している農地は、農地パトロールで、全て耕作されていることを確認しております。

また、「農作業常時従事要件」につきましては、譲受人及び譲受人の妻が、年間300日以上、農作業に従事することになっております。

以上、ご審議をよろしく申し上げます。

【議長】

ありがとうございました。質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

【委員】

農地法3条の許可申請は年間でそう多くはないのですが、農家資格も変わり、今までは3反以上農地を持っていないと買えなかったところ、下限面積、農家の保有面積が除外され、条件を整えば買えるということになってしまったので、各市町村の農業委員がシビアに個人の基本要件を確認せざるを得ない状況になっています。

先ほど事務局長が説明したように、個人で売買する場合、全部効率要件と、常時従事要件、地域との調和要件がきちんと確認できなければ買えないということになっています。

この3つが確実に履行されている方でないと農業委員会は認めないということになります。新しい委員の方はそのようなことを注意しながらやられたらよいと思います。

【議長】

ありがとうございました。

他にはありませんか。

それではお諮りします。議案第8号農地法第3条の規定による許可申請について、「許可する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

全員挙手でございます。よって、本案は「原案のとおり決定する」ことといたします。本日の審議事項につきましては、すべて終了しましたので、総会を閉会いたします。

午前9時45分閉会